

宇都宮駅東口地区 個性ある街づくり計画書



平成 1 8 年 3 月

宇 都 宮 市

目 次

	項 目		頁
1．個性あるまちづくりの基本方針	(1) 宇都宮駅東口地区の概要		1
	(2) 上位計画における位置づけ		2
	(3) 土地利用の方針		3
2．景観形成の方針			4
3．公共施設等の整備方針	(1) 駅前広場	整備方針	5
		整備内容(植栽計画)	6
		整備内容(植栽)	7
		整備内容(緑化フェンス, 横断防止柵)	8
		整備内容(シェルター, ベンチ, 車止め)	9
		整備内容(歩道照明灯, 道路照明灯)	10
		整備内容(歩道舗装, 車道舗装)	11
	(2) 歩行者デッキ(東西自由通路)	整備方針	12
		整備内容	13
	(3) 駅東口広場通り	整備方針及び整備内容	14
	(4) 自転車歩行者専用道路	整備方針及び整備内容	15
	(5) 区画道路	整備方針及び整備内容	16
	(6) 修景水路	整備方針及び整備内容	17
4．景観形成の規制・誘導方策	(1) 地区計画	地区計画	18
		地区整備計画	19
5．景観形成・維持・管理の推進方策			20
参考資料			21

【地区の位置と現況】

宇都宮駅東口地区は、JR宇都宮駅の東側に位置し、広域交通の結節点として、県都の東の玄関口だけでなく、テクノポリス等の高度技術産業ゾーンの玄関口にも位置づけられる。

本地区は、市有地及び鉄道施設跡地の空閑地からなる面積7.3haの区域であり、現在の土地所有は、宇都宮市、東日本旅客鉄道株式会社及び民有地となっている。

宇都宮駅東口土地区画整理事業については、平成17年4月の都市計画決定、同6月の事業認可取得を受け、平成18年2月に全ての街区の仮換地指定、保留地を設定し、現在、事業推進に取り組んでいる。

宇都宮駅東口地区の整備にあたっては、民間活力の積極的な活用を図り、相互連携・協力による「公民パートナーシップ型事業」の実現を目指し提案協議によって民間事業者（グループ七七八）を選定した。

【都市構造からの本地区の位置づけ】

本市では、宇都宮市都市計画マスタープラン（H12）、宇都宮都心部ランドデザイン（H14）などの上位計画・関連計画のもとに、都心部に2つの都心核とこれをつなぐ都心軸を位置づけ、2核の相互連携によるまちづくりを推進している。

本地区は、このうちの広域的なネットワークの拠点としての役割を担うJRコアに位置する。



【現況写真】



1. 個性あるまちづくりの基本方針

(2) 上位計画における位置づけ

【宇都宮市都市計画マスタープラン 平成12年12月】

都市構造と整備の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・JR宇都宮駅東口地区は、将来都市構造の中で都市拠点の一つに位置づけられている。 ・本地区は、広域都市圏の新たな都市拠点として、土地の高度利用を図りながら、本市の顔としての魅力と風格を備えるとともに、広域的に人、もの、情報等を集め、さまざまな交流を可能とするまちづくりを行う。
土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・広域鉄道の結節点であるJR宇都宮駅周辺に都心商業業務地を配置し、商業業務施設と公共施設の一体整備、商業業務機能と調和した都市型の中高層住宅の立地を誘導するなど、土地の高度化を図る。
都市施設の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の一層の利用拡大を図るため、宇都宮駅東口地区整備事業を推進し、駅前広場、バスターミナル、駐車場、駐輪場、歩行者通路などの整備を総合的に推進する。
都市景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅周辺における都市の顔づくりを推進するため、地区計画等の活用により、周辺環境と調和のとれた、個性と風格ある都市景観の形成を図る。

【宇都宮都心部グランドデザイン 平成14年8月】

都心部整備の目標像	<ul style="list-style-type: none"> ・関東北部の発展をリードする都市づくりの核となる都心部整備として「中核都市宇都宮にふさわしい賑わいと高次な都市機能を備えた多様性のあるまち」を目指す。
都心構造の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・活力ある産業交流都心づくり、魅力ある生活文化交流都心づくりなどに向けて、中心地区（センターコア）とJR宇都宮駅周辺地区（JRコア）の二つの都心核構想の実現を図る。 ・二つの核の適切な役割分担と連携のもと、都心部全体の発展を先導する。
JR宇都宮駅周辺地区（JRコア）の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・関東北部、全国さらには海外にも開かれた県都宇都宮市の玄関口として、また、テクノポリス等の高度技術産業ゾーンの玄関口として、国際、全国的中枢機能の集積及び広範な地域を対象とする質の高い高次な都市機能集積を図り、関東北部地域をリードする新たな広域交流拠点の形成を目指す。 新たな都心核を形成する拠点づくり 交通結節点としての拠点づくり 県都宇都宮の玄関口としての顔づくり

【宇都宮駅東口地区整備基本計画 平成17年6月】

駅東口地区整備の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・県都の玄関口として、北関東の中核としての拠点性を高めるまちづくりを推進する。 ・長期的なまちづくりの視点に立ち、産業の集積、情報交流の促進や賑わい創出に資する施設の整備により、新たな都市拠点の整備を目指す。
整備のテーマ	21世紀のまちづくりをリードする産業・情報・交流の新たなゲートシティ
整備コンセプト	シティセールスの新たな舞台づくり 人と環境にやさしいまちづくり 持続的に発展するまちづくり 新しいライフスタイルのステージづくり
土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の有効活用を図り、地区全体の一体的・計画的な整備を行う。 ・県都の玄関口にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図るため、地区計画等の誘導を検討する。

(1) 基盤施設の基本方針

基本的な考え方

- ・本地区における宅地の造成、駅前広場や道路整備、歩行者デッキ等基盤施設整備に当たっては、まちづくりの基本方針の実現に向け、立地施設整備と整合を図りながら、高度な土地利用を図り、魅力ある都市景観の形成を目指す。
- ・駅利用者の利便性の向上と利用者の安全で円滑な移動や活動に配慮するとともに、高齢化社会や環境問題に配慮するため、LRTなどの公共交通への対応を踏まえた基盤施設整備を行い、交通結節機能の強化を図る。

(2) 立地施設の基本方針

基本的な考え方

- ・立地施設の整備に当たっては、まちづくりの基本方針を踏まえ「人・もの・情報・文化」の交流をキーワードに、公共と民間がそれぞれの持つ特性を活かし、適切な役割分担のもと、施設・機能面で相乗効果や連携を図るとともに、長期的なまちづくりの視点に立ち、まちの成長に併せて必要な機能を持つ施設を整備する。

(3) 機能配置の基本方針

中央街区

- ・本地区の開発をリードする街区として、地区の交流のシンボルとなる交流広場を中心に、広域交流機能や産業振興機能、業務機能や高度情報発信機能などの導入を図るとともに、商業機能や宿泊機能などを導入し、公民立地施設の相乗効果により、賑わいの創出や広域交流を目指す。

南街区及び北街区

- ・公共交通や生活利便機能が集積する東口地区全体の生活拠点として、中央街区や、近接する既存住宅地及び商業地と連携を図り、新しい都心生活のモデルとなる機能の導入を目指す。
- ・駐車場・駐輪場などの生活利便機能の整備に、民間の経営ノウハウや創意工夫など、民間活力の積極的な導入を目指す。

【宇都宮駅東口地区整備事業 計画平面図】



2. 景観形成の方針

【まちづくりの基本的な考え方】

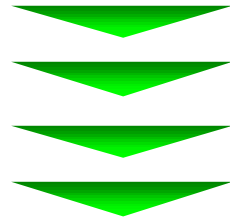
21世紀のまちづくりをリードする産業・情報・交流の新たなゲートシティ

シティセールスの新たな舞台づくり

人と環境にやさしいまちづくり

持続的に発展するまちづくり

新しいライフスタイルのステージづくり



【宇都宮及び駅東口地区の特性】

歴史や伝統，文化に育まれたまち

新たな都市拠点の形成

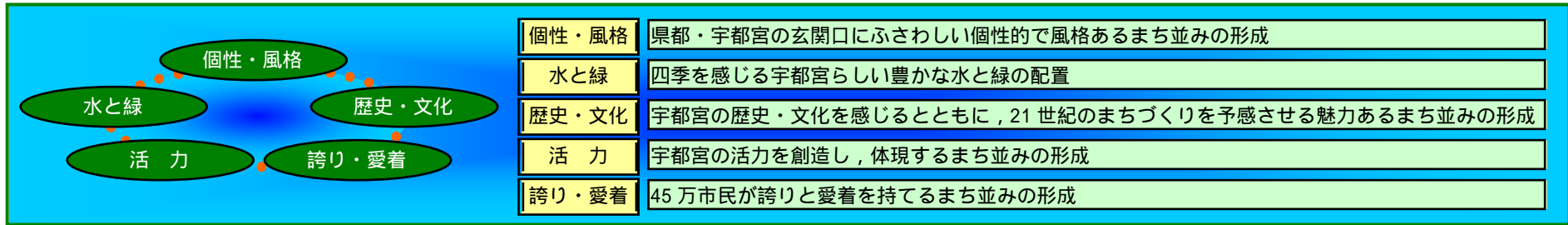
安全・安心のまちづくり

広域交通の要衝

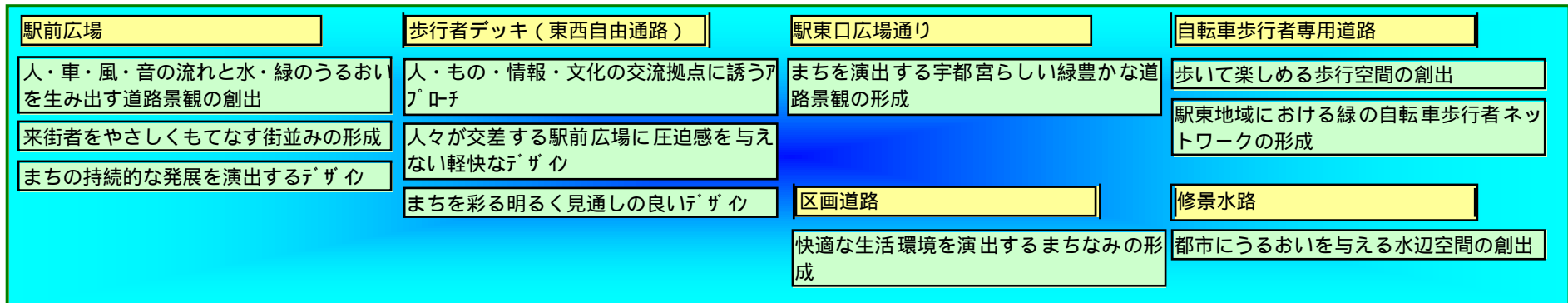
宇都宮特有の自然環境

高度技術産業の玄関口

【地区の整備方針】



【公共施設の整備コンセプト】



【駅前広場の整備方針】

整備コンセプト	整備の考え方	整備内容
人・車・風・音の流れと水・緑のうらおいを 生み出す道路景観の創出	まちの躍動感を演出する流れの創出	連続的な高木植栽の配置 車道舗装の差別化
	自然やまちの音・風を感じる駅前空間の形成	フェンス、横断防止柵の緑化 シンボルツリーの配置
来街者をやさしくもてなす玄関口の形成	ユニバーサルデザインの導入	バリアフリー構造(段差)の採用 エレベーター、エスカレーターの設置 公共サインの設置
	快適な歩行空間の形成	透水性平板ブロック(コルゲートタイプ)の採用 歩道照明灯、車道照明灯の設置 シェルターの設置 ベンチの設置
まちの持続的な発展を演出するデザイン	まちの発展を見据えた空間構成	LRT導入空間の確保、演出



駅前広場の整備イメージ図 (宇都宮駅より東側(鬼怒通り)を望む)

【植栽計画】

緑あふれる都市空間を創出するため、歩行者や自動車の安全性に配慮しつつ、駅前広場南北の流れを創出するような植栽配置とする。
四季を通して、緑を感じられるよう植栽する

【緑化フェンス】(JR線路沿い)

モッコバラ (常緑性木本)

- ・八重咲きの白花で香りがある
 - ・春過ぎに開花
- 駅前広場の四季を彩る



モッコバラ (常緑性木本)

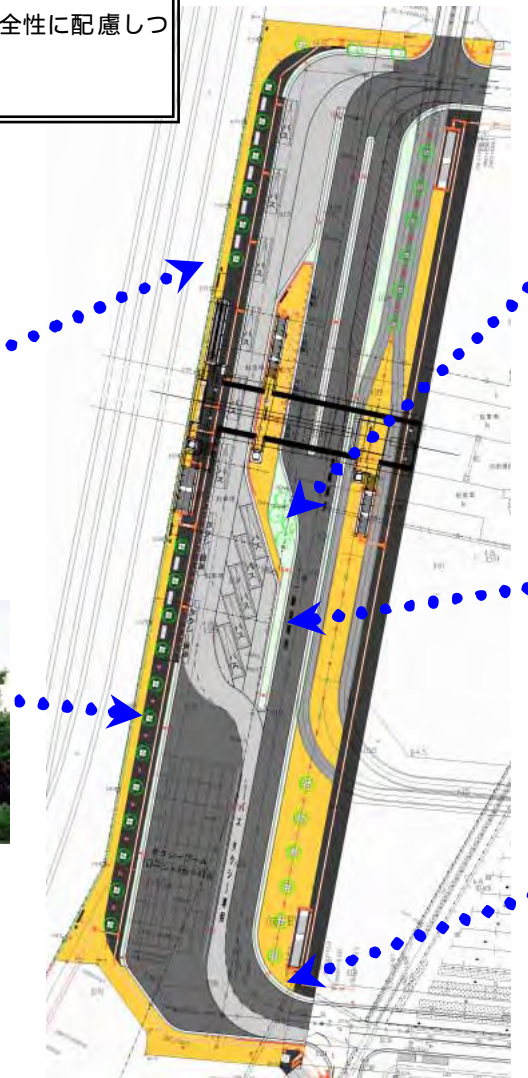
【街路樹】(歩道部)

ユリノキ (落葉広葉樹)

- H=7.0, C=0.4, W=2.5m
- ・直幹で、はなてんに似た葉形
 - ・春に開花, 秋に黄葉
- 駅前広場の風格と流れを演出



ユリノキ (落葉広葉樹)



駅前広場植栽計画図



シラカシ (常緑広葉樹)

【シンボルツリー】

シラカシ (常緑広葉樹)

H=7.0, C=1.0, W=3.0m

- ・関東の代表的な常緑高木
 - ・葉は明るい緑色で枝葉が密生
- 駅前広場のシンボルツリーとして配置



サツキ (常緑広葉樹)

【分離帯】

サツキ (常緑広葉樹)

- ・初夏に紅紫色の花が咲く
 - ・冬に紫橙色に変色
- 駅前広場の四季を彩る



ハデララグラス (常緑性木本)

【横断防止柵】

ハデララグラス (常緑性木本)

- ・基本種で青葉
 - ・冬でも緑色を保つ
- 四季を通して緑を創出

【植栽】

シンボルツリー A

県都・宇都宮，新たなまちの玄関口にふさわしいシンボルツリーを配置

シンボルツリー B

宇都宮の躍動感を表すため，駅前広場に流れを生み出すように植栽を連続的に配置

植栽は，オープン構造となる歩行者デッキからも緑を感じられるような高木を配置する

強風からの樹木の支持，樹木本来のすっきり感を演出する地下支柱の採用

樹木の根元の保護と美観向上を図るため，歩行空間と一体化したツリーサークルを設置

【シンボルツリー A】



シンボルツリー A (イメージ)

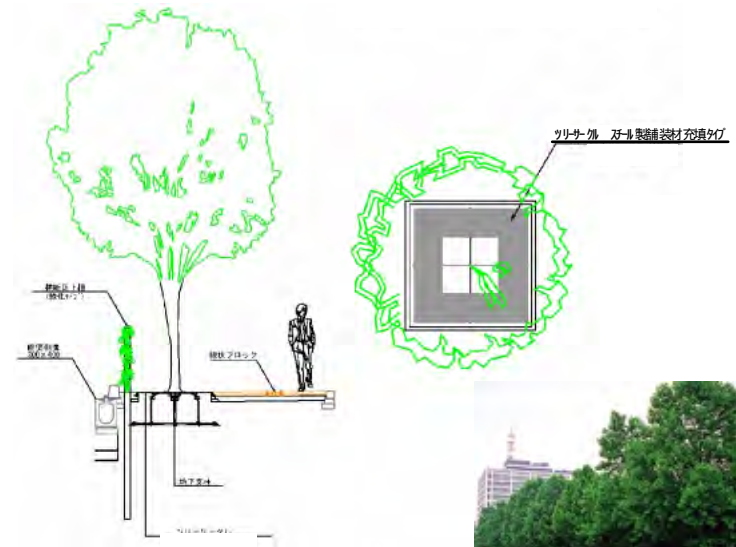


ライトアップ照明



シラカシ

【シンボルツリー B】



植栽標準図



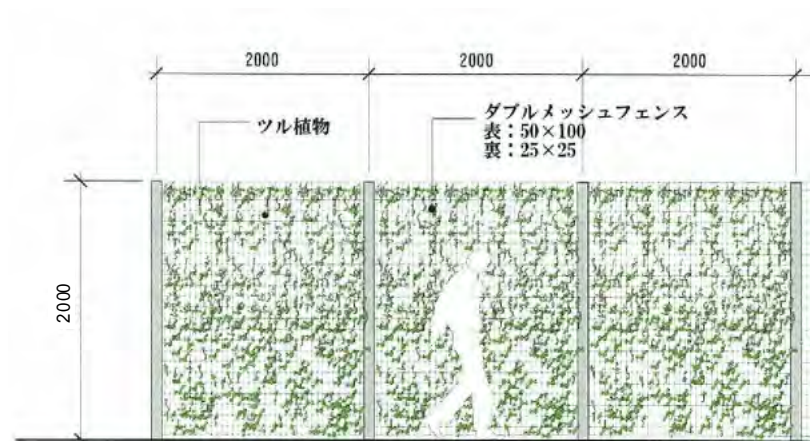
ユリノキ



流れを生み出す連続的な植栽の配置

【緑化フェンス】

緑あふれる都市空間を創出するため, JR線沿い歩道にフェンスの緑化を行う



緑化フェンス



モッコウバラ



スイカズラ



テイカカズラ



ヘデラヘリックス

【横断防止柵】

横断防止柵 A: 緑あふれる都市空間を創出するため, 幹線道路沿いに高さ 0.8m の横断防止柵の緑化を行う

横断防止柵 B: 乱横断による事故を防止するため, 駅前広場内に高さ 1.1m の横断防止柵を設置する



横断防止柵 A (緑化)(イメージ)



テイカカズラ



ヘデラヘリックス



横断防止柵 B (イメージ)

【シェルター】

新たな駅前景観にふさわしい,明るく,空間に溶け込むアルミハニカムパネルによる,薄くスマートな屋根デザインの採用
シェルター裏面をライトアップして,光を反射して照らす,目にやさしい間接照明を採用



シェルター (イメージ)

【ベンチ】

安らぎを感じ,座り心地の良い木材の使用
空間に溶け込む,薄くスマートなデザインの採用



ベンチ (イメージ)

【車止め】

分かりやすくスマートなデザインの採用



車止め

【歩道照明灯】

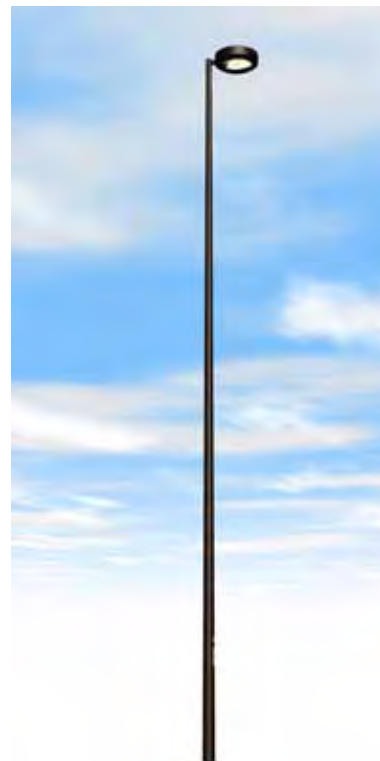
空間に溶け込む、薄くスマートなデザインの採用
歩行空間を明るく照らすとともに、自然に近い演出性を持ち、緑を引き立たせるメタルハライドランプの採用



歩道照明灯

【道路照明灯】

空間に溶け込む、薄くスマートなデザインの採用
自然に近い演出性を持ち、緑を引き立たせるメタルハライドランプの採用



一灯式



二灯式

【歩道舗装】

自然にやさしい, 雨水を地下に浸透させる透水性平板ブロックを採用
あらゆる人が安全で安心, かつ快適に通行できるように, 目地が細くノン
スリップなコルゲートタイプを採用



カラー



透水性平板ブロック
(コルゲートタイプ)

【車道舗装】

走行車線の混乱を防止するとともに, 駅前広場の流れを創出するため, 一般
車両と公共交通の通行帯に異なる舗装を施す
公共交通の通行帯は, 耐久性に優れた排水性コンクリート舗装を採用



車道舗装 (イメージ)

(公共交通通行帯 : 排水性コンクリート舗装)
(一般車通行帯 : 排水性アスファルト舗装)

【歩行者デッキ(東西自由通路)の整備方針】

整備コンセプト	整備の考え方	整備内容
人・もの・情報・文化の交流拠点に誘うアプローチ	交流拠点への流れ・導入感を演出 L R Tを活かす空間の演出	御影石デッキ舗装の採用 乗換え部のシッポル化(舗装パターンの変更, 大型トップライトによる採光)
人々が交差する駅前広場に圧迫感を与えない軽快なデザイン	駅前広場や拠点施設との一体感を演出 人々が安心して楽しく移動できる空間	軽快な構造形式の採用(薄い桁の採用) エレベーター, エスカレーターの設置
まちを彩る明るく見通しの良いデザイン	自然の光や風を感じる開放感のある明るい空間	点字ブロックの位置変更 側壁をオープン構造, ガラスの採用 ガラスによるトップライト設置



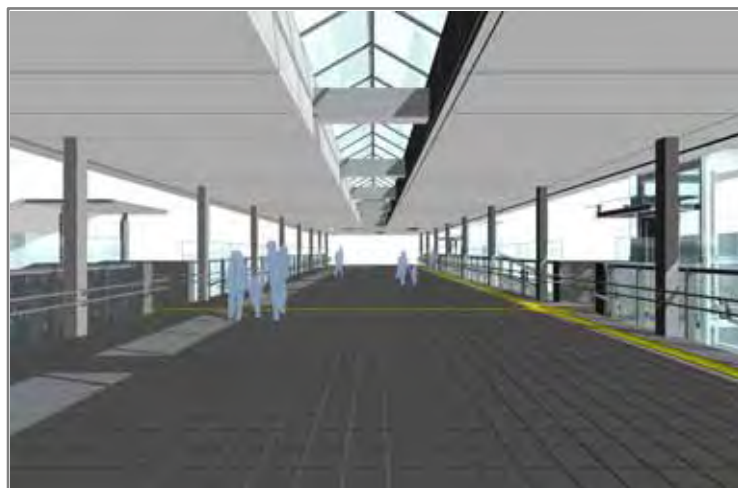
歩行者デッキの整備イメージ図 (駅前広場南側より歩行者デッキを望む)

【内観】

自然の光や風を感じ、開放感のあるオープン構造、ガラスの採用
 豊かな光を感じるトップライトの設置
 風格ある新しいまちを予感させる御影石舗装の採用

【外観】

明るく見通しの確保されたエレベーターの設置
 駅前広場に圧迫感を与えない軽快な構造形式 (薄い床板や屋根)
 軽やかさを感じる庇の設置
 L R T 乗換え部のシンボル化 (舗装の差別化, 大型トップライトの採用)



歩行者デッキの整備イメージ (内観)
 (宇都宮駅側から拠点施設方面を望む)



歩行者デッキの整備イメージ (外観)
 (南西側から歩行者デッキ方面を望む)



歩行者デッキの整備イメージ (外観)
 (北西側から歩行者デッキ方面を望む)

【駅東口広場通りの整備方針】

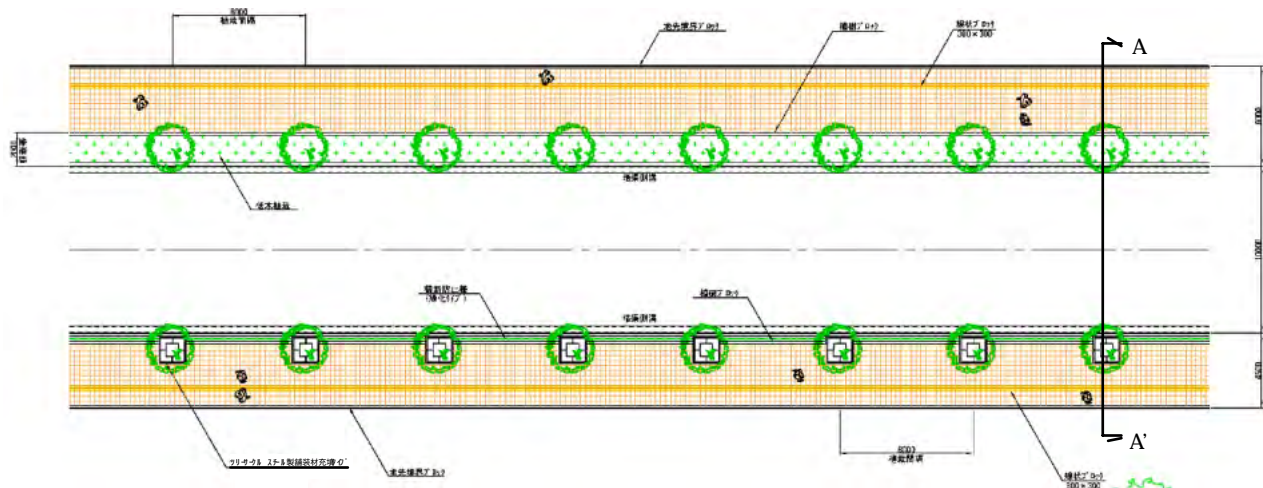
整備コンセプト	整備の考え方	整備内容
まちを演出する宇都宮らしい緑豊かな道路景観の形成	うるおいを感じる緑の配置	横断防止柵の緑化 植栽の配置
	快適な歩行空間の形成	人と環境にやさしい透水性平板ブロック(コルゲートタイプ)の採用 まちのデザインと一体化した照明灯の設置



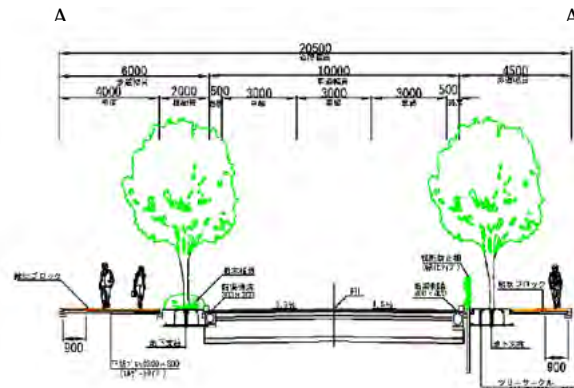
ユリノキ



透水性平板ブロック
(コルゲートタイプ)



平面図



標準断面図



照明灯



横断防止柵(緑化)(イメージ)



テイカカズラ



ヘデラヘリックス

【自転車歩行者専用道路の整備方針】

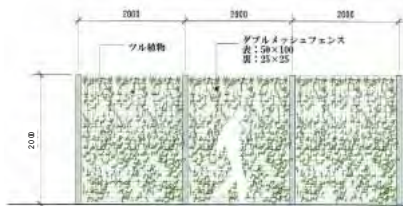
整備コンセプト	整備の考え方	整備内容
歩いて楽しめる歩行空間の創出	快適な歩行空間の形成	人と環境にやさしい透水性平板ブロック(コルゲートタイプ)の採用
	憩いや安らぎを感じる歩行空間の整備	緑化フェンスの設置 歩行空間を演出する歩道照明灯の設置 安らぎを感じ、座り心地の良い木材を使用したベンチの設置
駅東地域における緑の自転車歩行者ネットワークの形成	連続するスカイブリッジ遊歩道との調和	ハナミズキの植栽



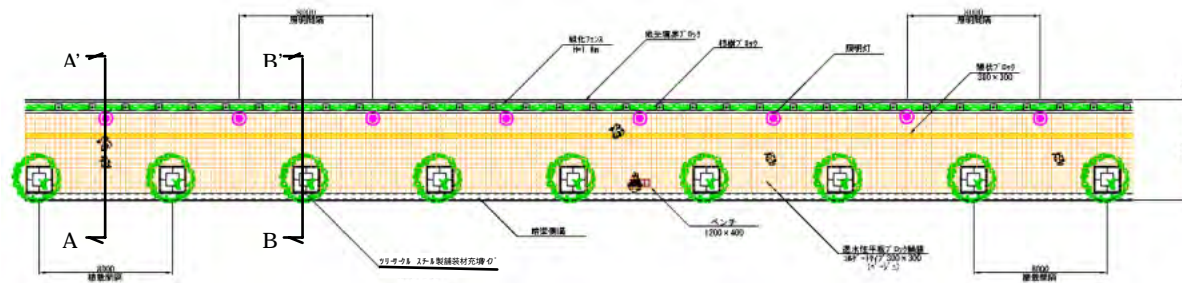
歩道照明灯



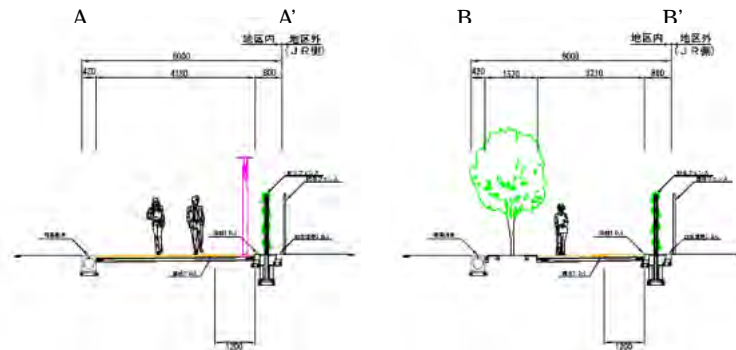
透水性平板ブロック
(コルゲートタイプ)



緑化フェンス



平面図



標準断面図



ベンチ



ハナミズキ(落葉広葉樹)

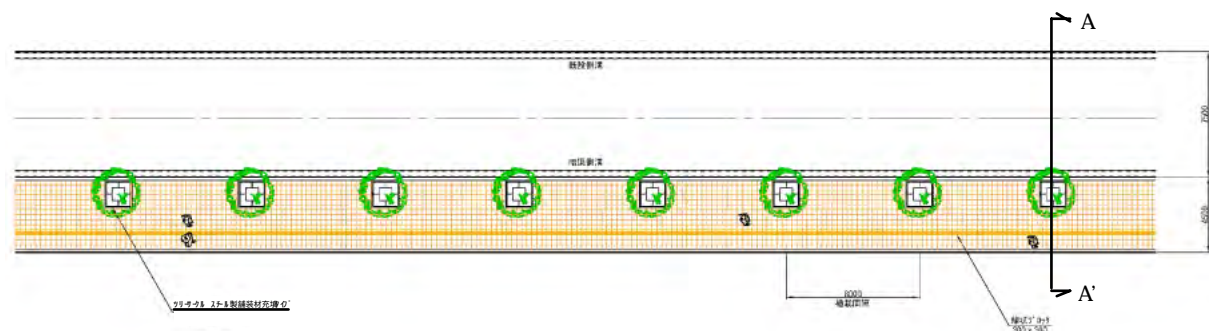
ハナミズキ(落葉広葉樹)
H=3.5, C=0.18, W=1.0
・花と実と紅葉の三拍子揃った代表的な落葉花木
スカイブリッジ遊歩道との調和

【区画道路の整備方針】

整備コンセプト	整備の考え方	整備内容
快適な生活環境を演出するまちなみの形成	まちとの統一感の創出	人と環境にやさしい透水性平板ブロック（コルゲートタイプ）の採用 まちのデザインと一体化した照明灯の設置



透水性平板ブロック
（コルゲートタイプ）

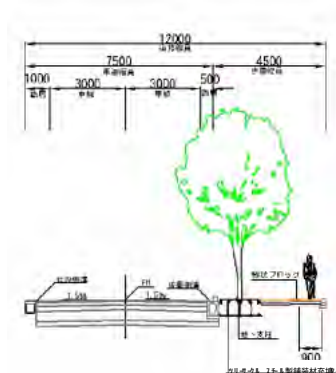


平面図（区画道路 12 - 1）



ユリノキ

ユリノキ（落葉広葉樹）
H = 4.0, C = 0.18, W = 1.2m
・直幹で、はんでんに似た葉形
・春に開花，秋に黄葉
生活にやすらぎをもたらす



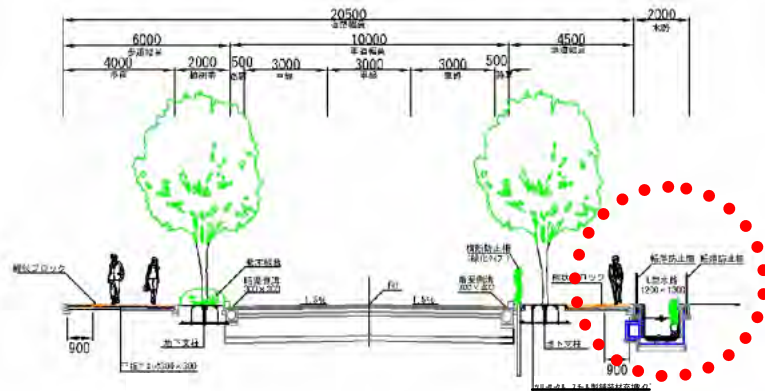
標準断面図
（区画道路 12 - 1）



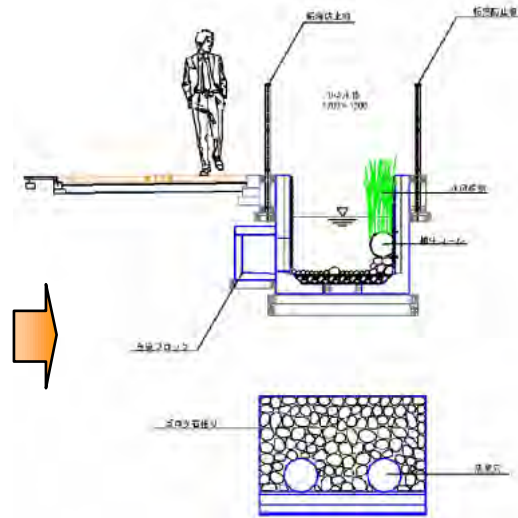
照明灯

【修景水路の整備方針】

整備コンセプト	整備の考え方	整備内容
都市にうるおいを与える水辺空間の創出	地区外から流入する清流の活用	安心して水の流れを眺めるための防護柵の設置 鯉が休息する魚巣ブロックの設置 生物生息空間となる水辺植物の植栽
	自然と都市が融合するまちなか景観の形成	都市の風格に調和する石張り水路 鯉が泳げる水路幅の確保



標準断面図



断面図



カサゲ（湿生植物）

【地区計画の内容】

項目	内容
地区計画の目標	<p>本地区は、広域交通の要衝であるJR宇都宮駅の東側に位置し、県都の玄関口として、また東部地域に広がるテクノポリス等の高度技術産業ゾーンの玄関口となる立地特性を活かし、本市のまちづくりをリードする新たな都市拠点づくりを目指している。</p> <p>本地区計画では、都市基盤施設の整備とともに高次の都市機能の集積や多様な都市機能を配置し、本市の顔として魅力と風格を備えた良好な都市空間を形成するため、交流の拠点となる広場の整備、ゆとりとうるおいのある歩行空間の確保、美しく魅力的な駅前景観の創出を目標に定め、計画的な市街地の形成を誘導する。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>土地の適正な高度利用を推進するとともに、地区の特性に応じた都市機能を導入し、新たな都市拠点にふさわしい良好な市街地の形成を誘導するため、次の方針を定める。</p> <p>1. 中央地区 商業・業務・宿泊・産業・情報・公共公益施設等の多様な都市機能を複合的に導入し、駅前広場や(仮称)交流広場の整備とともに機能的で賑わいのある都市空間の形成を図る。</p> <p>2. 北地区、南地区 周辺環境との調和を図りながら商業、業務、住居施設等を誘導し、良好な市街地の形成を図る。</p>
地区施設の整備の方針	<p>駅前広場や中央地区に建設する拠点施設と連携し、多くの人や様々な情報が集い、交流する広場を整備する。</p>
建築物等の整備の方針	<p>美しく魅力的な駅前景観を創出するため、建築物等の用途、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。また、安全で快適な歩行空間を確保するため、壁面の位置の制限を設けるとともに、壁面後退区域において、工作物の設置の制限を定める。</p>
その他当該地区の整備、開発保全の方針	<p>ゆとりとうるおいのある街並みを形成し、水と緑あふれる都市空間を創出するため、親水空間の整備や公共空間及び宅地内の緑化に努める。</p>



【地区整備計画の内容】

項 目		内 容																			
建築物に関する事項	地区施設の配置及び規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>名 称</th> <th>面 積</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">広 場</td> <td>広 場 1 号</td> <td>約 5,000 m²</td> <td>新 設</td> </tr> <tr> <td>広 場 2 号</td> <td>約 1,500 m²</td> <td>新 設</td> </tr> </tbody> </table>				種 類	名 称	面 積	備 考	広 場	広 場 1 号	約 5,000 m ²	新 設	広 場 2 号	約 1,500 m ²	新 設					
	種 類	名 称	面 積	備 考																	
	広 場	広 場 1 号	約 5,000 m ²	新 設																	
		広 場 2 号	約 1,500 m ²	新 設																	
	地区区分	名称	中央地区	南地区	北地区																
		面積	約 4.7 ha	約 1.6 ha	約 1.0 ha																
	建築物等の用途の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 6 項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。 建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。																			
	壁面の位置の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">壁面の位置を制限する境界線</th> <th colspan="2">建築物の外壁等から道路境界線又は地区施設までの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">計画図に示す境界線</td> <td>1号壁面制限</td> <td colspan="2">2.0m以上</td> </tr> <tr> <td>2号壁面制限</td> <td colspan="2">3.5m以上</td> </tr> <tr> <td>3号壁面制限</td> <td colspan="2">2.0m以上</td> </tr> <tr> <td>4号壁面制限</td> <td colspan="2">1.5m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。 建築物の地盤面下の部分 交番、公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物 公共用歩廊、歩行者の安全上設置するへい等公共上必要なもの</p>				壁面の位置を制限する境界線		建築物の外壁等から道路境界線又は地区施設までの距離		計画図に示す境界線	1号壁面制限	2.0m以上		2号壁面制限	3.5m以上		3号壁面制限	2.0m以上		4号壁面制限	1.5m以上
壁面の位置を制限する境界線		建築物の外壁等から道路境界線又は地区施設までの距離																			
計画図に示す境界線	1号壁面制限	2.0m以上																			
	2号壁面制限	3.5m以上																			
	3号壁面制限	2.0m以上																			
	4号壁面制限	1.5m以上																			
工作物の設置の制限	壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域においては、自転車や歩行者等を誘導する交通標識、公共案内板以外の広告物、看板など、通行の妨げになるような工作物を設置してはならない。ただし、3号壁面制限の定められた区域における道路境界線から1.0メートル以上の部分については、この限りではない。																				
建築物等の形態及び意匠の制限	建築物等は、本市の顔となる魅力的な都市景観を形成するとともに、地区の美観・風致などを良好に維持する落ち着いた色彩・構造のものとする。 1 建築物の屋根、外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、宇都宮市の新たな玄関口にふさわしい落ち着いた色彩とする。 2 屋外広告物や建築物の内側、窓ガラスに直接貼る若しくは描く又は窓に近接した場所に設置する屋内広告物は、過大とならず地区と調和するよう、色調、大きさ、設置場所に留意したものとする。 3 高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、地上や周囲からの景観に配慮したものとする。																				
垣又は柵の構造の制限	次に掲げる境界線（以下「境界線等」という。）に面して垣又は柵を設ける場合の構造は、原則として生垣又は透視可能なフェンスとする。（高さ60センチメートル以下の部分を除く。）ただし、管理上やむを得ず設置する塀で、境界線等から60センチメートル以上後退し、後退した部分を緑化したものはこの限りでない。 壁面の位置の制限が定められている場合は、壁面の位置の制限として定められた限度の線（ただし、3号壁面制限においては道路境界線から1.0メートルの位置とする。） 壁面の位置の制限が定められていない場合は、前面道路の境界線																				

5. 景観形成・維持・管理の推進方策

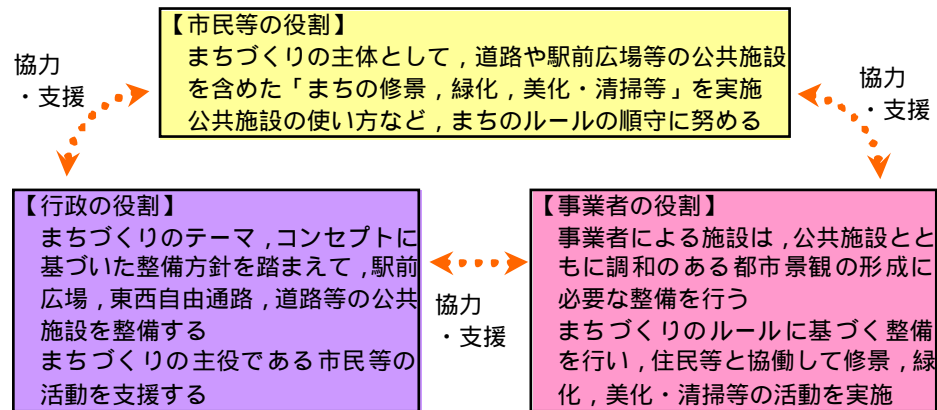
(1) まちづくりの体制

宇都宮駅東口地区は、宇都宮駅東地域の先導役として、市民、行政、事業者の協働により、周辺地域と連携・一体となって、魅力あるまちづくりに取り組む。



(2) まちづくりの役割分担

まちづくりのルールに基づき、市民等、行政、事業者のパートナーシップのもと、魅力的で個性あるまちづくりに取り組む。



(3) 住民等によるまちづくり活動

住民組織や企業等が主体となるまちづくり活動により、本地区及び周辺における個性ある街づくりを実現する。

今泉地区コミュニティ協議会

宇都宮駅東口地区周辺の自治会による自主的なまちづくり組織であり、周辺地域を含めて、まちづくり活動を行う

美化・清掃活動：歩道スペースにおけるごみなどの清掃等

防犯パトロール：犯罪・非行の抑制のための巡回パトロール等

駅東まちづくり21

本地区の自転車歩行者専用道路や(仮称)交流広場を活用して、交流や活性化のためのイベント活動を行う

イベントの開催：花みずきフェスタ等のまちづくりに資するイベント等

宇都宮駅東地域のまちづくりに係る活動を行っているNPO

一般企業

拠点施設等の入居企業として、公共空間等の清掃活動を行う

美化・清掃活動：交流広場等におけるごみなどの清掃等

(仮称)宇都宮東開発会社

宇都宮駅東口地区にふさわしい施設整備のため、景観形成や生活環境の向上に資するまちづくり活動を行う

修景：地区に相応しい景観方針に則ったデザインによる施設整備等

緑化：街路樹や施設の緑地部分の管理

美化・清掃活動：道路・交流広場等におけるごみ・ガムなどの清掃等

宇都宮駅東口地区のまちづくりを行うため、民間事業者で構成する特定目的会社(SPC)

行政

これらの活動に対して必要な支援を行う